

○南九州市空家等適正管理支援事業費補助金交付要綱

平成29年 3 月 31 日

告示第72号

(趣旨)

第1条 この告示は、安全・安心な住環境づくりを促進するため、老朽化した危険な空家等の除却を行う者に対し、予算の範囲内において、南九州市空家等適正管理支援事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、南九州市補助金等交付規則（平成19年南九州市規則第42号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この告示に定めるところによる。

(定義)

第2条 この告示において使用する用語の意義は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）及び南九州市空家等の適正管理に関する条例（平成27年南九州市条例第25号）において使用する用語の例による。

2 前項に定めるもののほか、この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 除却工事 空家等のうち適切な管理が行われず、保安上著しく危険、かつ、地域の住民等に危害を及ぼす等の危険な状態の建築物及びこれに附属する工作物の全部の撤去に係る工事をいう。ただし、門扉及び塀の撤去に係るものを除く。
- (2) 応急措置 空家等について、地域の住民等に危害を及ぼす等の危険な状態を回避するために必要な措置をいう。
- (3) 市内施工業者 建築業者で市内に本店、本社、支店、営業所等の活動拠点を置き、建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく建設業の許可（解体工事業の許可に限る。）若しくは建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づく解体工事業者の登録を受けた事業者又は建設業法等の一部を改正する法律（平成26年法律第55号）附則第3条第1項の規定により引き続き解体工事業に該当するものをいう。ただし、見積書を市内の所在地で発行できるものに限る。

(補助事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次条に規定する補助金の交付の対象となる空家等（以下「補助対象空家等」という。）について市内施工業者が施工する工事等で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 除却工事を行うものであること。

(2) 応急措置を行うものであること。

2 前項の規定にかかわらず、公共工事の施工に伴う補償の対象となる工事その他第1条の趣旨に照らして市長が不適当と認めるものについては、補助事業としない。

(補助対象空家等)

第4条 補助対象空家等は、次に掲げる建物で、かつ、空家となって1年以上経過した建物とする。

(1) 住居

(2) 店舗のうち住居面積が全体の過半を占め、かつ、浴室、トイレ、台所その他生活に必要な機能を有するもの

(3) 前2号の建築物と一体化した倉庫、厩舎等。ただし、農機具倉庫として利用しているものは除く。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる空家等は除く。

(1) 市外に存するもの

(2) 抵当権その他の担保物権又は賃借権等が設定されているもの

(3) 火災その他の災害を起因として空家等になったもの

(4) 法第22条第2項の規定に基づき勧告された特定空家等となったもの

(補助対象者)

第5条 補助対象者は、申請日現在において、補助対象空家等の所有権を有する者（以下「所有者」という。）又は第3条に規定する補助事業を実施することについて所有者の承諾を得た者とする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は補助対象者とししない。

(1) 市税等の滞納がある者。ただし、分納誓約書を提出しているものは除く。

(2) 南九州市暴力団排除条例（平成24年南九州市条例第28号）第2条第1号に規定する暴力団及び同条第2号に規定する暴力団員である者

(補助対象経費)

第6条 補助事業の実施に際し支出される経費のうち、補助金の交付額の算定に当たって対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次に掲げるものとする。ただし、市、県及び国が行う他の補助制度の対象となる工事に係る経費を除く。

(1) 除却工事に係る経費の実支出額

(2) 応急措置に係る経費の実支出額

(補助金額)

第7条 補助金の額は、別表のとおりとする。ただし、1,000円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第8条 補助金の交付申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、補助事業着手前に空家等適正管理支援事業費補助金交付申請書（第1号様式。以下この項において「申請書」という。）に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 申請者の住民票の写し
- (2) 補助対象空家等の所有権を証明できる建築物についての不動産登記事項証明書等の写し
- (3) 補助事業の施行場所及び施工内容が確認できる見積書の写し（作成年月日、施工業者の名称及び所在地の記載並びに押印のあるもの）
- (4) 空家等全体及び補助事業部分の現況写真
- (5) その他市長が必要と認めるもの

2 規則第3条第1項第4号に規定するその他市長が必要と認める書類は、次のとおりとする。

- (1) 申請者の住民票の写し
- (2) 補助対象空家等の不動産登記事項証明書、名寄帳兼課税台帳、固定資産評価証明書その他建築物の所有権を証明する書類
- (3) 補助事業の施工場所及び施工内容が確認できる見積書（作成年月日並びに施工業者の名称及び所在地の記載並びに押印のあるもの）
- (4) 空家等の全体及び補助事業部分の現況写真
- (5) その他市長が必要と認めるもの

3 市長は、補助事業の目的及び内容により必要がないと認めるときは、前項各号に規定する書類及び規則第3条第1項各号に掲げる書類の一部の添付を省略させることができる。

（補助金の交付申請の制限）

第9条 補助金の交付申請は、同一の補助対象空家等につき、1回のみ行うことができるものとする。ただし、第3条第1項第2号の補助事業に係る補助金の交付は、同項第1号の補助事業に係る補助金の交付申請を妨げない。

2 同一の申請者が第15条に定める補助金交付確定通知書の交付を受けるまで、他の補助対象空家等について、重複して申請を行うことはできない。

（申請者等の責務）

第10条 申請者及び補助事業を実施した土地の所有者は、当該土地及び当該土地に係る建物等について、事業実施後も適切な管理を行わなければならない。

（補助金の交付決定の通知）

第11条 市長は、第8条の規定による補助金交付申請に対し、補助金交付の適否を決定したときは、その決定内容、交付条件等を空家等適正管理支援事業費補助金交付決定通知書（第2号様式）又は空家等適正管理支援事業費補助金却下

通知書（第 3 号様式）により，申請者に通知するものとする。

（補助金の交付申請の変更又は中止）

第12条 申請者は，補助事業の内容等の変更又は中止の申請を行うときは，空家等適正管理支援事業変更（中止）申請書（第 4 号様式）に次に掲げる書類を添付し，市長に提出しなければならない。ただし，市長が認めるときは，この限りでない。

(1) 変更内容が分かる見積書の写し（補助事業と補助事業以外を分けたもので，施工業者の名称及び所在地の記載並びに押印のあるものに限る。）

(2) 変更内容が分かる現況写真

(3) その他市長が必要と認めるもの

2 市長は，前項の申請を審査し承認したときは，空家等適正管理支援事業変更（中止）決定通知書（第 5 号様式）により，申請者に通知するものとする。

（着手及び完成報告の免除）

第13条 規則第10条に規定する工事着手報告書及び工事完成報告書の提出は要しないものとする。

（実績報告）

第14条 補助事業者は，補助事業の完了後速やかに，空家等適正管理支援事業実績報告書（第 6 号様式）に次に掲げる書類を添付し，市長に提出しなければならない。

(1) 補助事業に係る経費の領収書及び明細書の写し（作成年月日並びに施工業者の名称及び所在地の記載並びに押印のあるもの）

(2) 補助事業を行った部分の施工中及び施工後の写真

(3) 補助事業の実施に伴う廃棄物の処理に係る廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に規定する産業廃棄物管理票の写し

(4) 前各号に掲げるもののほか，市長が必要と認めるもの

2 市長が必要と認める場合は，補助事業の状況について実地に調査を行うことができる。

（補助金額の確定）

第15条 市長は，前条第 1 項の規定により実績報告を受けた場合において，その内容を審査し適正と認めたときは，速やかに補助事業者に対して，空家等適正管理支援事業費補助金交付確定通知書（第 7 号様式）により通知するものとする。

（補助金の請求）

第16条 規則第17条第 1 項に規定する補助金の交付の請求は，空家等適正管理支援事業費補助金請求書（第 8 号様式）を市長に提出しなければならない。

（委任）

第17条 この告示に定めるもののほか、この告示の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年6月20日告示第96号）

この告示は、告示の日から施行し、改正後の南九州市空家等適正管理支援事業費補助金交付要綱の規定は、平成30年4月1日から適用する。

附 則（令和2年12月1日告示第221号）

この告示は、告示の日から施行する。

附 則（令和3年4月1日告示第77号）

（施行期日）

1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の際現に提出されている改正前の各要綱の規定に基づいて提出されている様式（次項において「旧様式」という。）は、改正後の各要綱の規定による様式とみなす。

3 この告示の施行の際現にある旧様式については、当分の間、所要事項を調整して使用することができる。

附 則（令和5年4月1日告示第79号）

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和5年9月27日告示第182号）

この告示は、空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律（令和5年法律第50号）の施行の日から施行する。

別表（第7条関係）

工事の種類	補助金額	上限額
除却工事	補助対象経費の合計額に3分の1を乗じて得た額。ただし、応急措置に対して補助金の交付を受けている場合は、その額を控除した額	30万円
応急措置	補助対象経費に3分の1を乗じて得た額	10万円

第 1 号様式（第 8 条関係）

年 月 日

南九州市長 様

住 所
氏 名
連絡先

空家等適正管理支援事業費補助金交付申請書

南九州市空家等適正管理支援事業費補助金交付要綱第 8 条の規定により，下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

補助事業の対象となる空き家	所在地	南九州市		
	所有者			
	空き家になった時期	年	月	日
補助対象経費	円			
補助金申請額	円			
応急措置に係る補助金交付の有無	☐ 無 ☐ 有			
補助事業の着手及び完了年月日（予定）	着手 完了	年 年	月 月	日 日

添付書類

- (1) 申請者の住民票の写し
- (2) 補助対象空家等の所有権を証明できる建築物についての不動産登記事項証明書等の写し
- (3) 補助事業の施工場所及び施工内容が確認できる見積書の写し（作成年月日，施工業者の名称及び所在地の記載並びに押印のあるもの）
- (4) 空家等全体及び補助事業部分の現況写真
- (5) その他市長が必要と認めるもの

第 号
年 月 日

様

南九州市長

空家等適正管理支援事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった南九州市空家等適正管理支援事業費補助金の交付については、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 補助金交付決定額

2 補助対象経費

3 交付条件

- (1) 補助事業の内容等の変更をするときは、市長の承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止するときは、市長の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しないとき、又は遂行が困難となったときは、速やかに市長に報告してその指示を受けること。
- (4) その他市長が指示する事項に従うこと。

第 3 号様式（第11条関係）

第 号
年 月 日

様

南九州市長

空家等適正管理支援事業費補助金却下通知書

年 月 日付けで交付申請のあった南九州市空家等適正管理支援事業費補助金の交付については、南九州市空家等適正管理支援事業費補助金交付要綱第11条の規定により、次のとおり却下しましたので通知します。

記

理由

第 4 号様式（第12条関係）

年 月 日

南九州市長 様

住 所
氏 名
連絡先

空家等適正管理支援事業変更（中止）申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった南九州市空家等適正管理支援事業について，次のとおり変更（中止）したいので，南九州市空家等適正管理支援事業費補助金交付要綱第12条第 1 項の規定により，次のとおり申請します。

変更内容	変更前
	変更後
変更又は中止の理由	
変更又は中止の年月日	
添付書類	(1) 変更内容が分かる見積書の写し（補助事業と補助事業以外を分けたもので，施工業者の名称及び所在地の記載並びに押印のあるものに限る。） (2) 変更内容が分かる現況写真 (3) その他市長が必要と認めるもの

第 号
年 月 日

様

南九州市長

空家等適正管理支援事業変更（中止）決定通知書

年 月 日付けで申請のあった 年度南九州市空家等適正管理
支援事業費補助金の変更等については，南九州市空家等適正管理支援事業費補助
金交付要綱第12条の規定により次のとおり決定したので通知します。

- | | | | |
|---|----------|---|---|
| 1 | 補助対象経費 | 金 | 円 |
| 2 | 補助金交付決定額 | 金 | 円 |

年 月 日

南九州市長 様

住 所
氏 名
連絡先

空家等適正管理支援事業実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定通知があった南九州市空家等適正管理支援事業については、次のとおり補助事業が完了したので、南九州市空家等適正管理支援事業費補助金交付要綱第14条第 1 項の規定により報告します。

補助事業の内容			
着手年月日	年 月 日	完了年月日	年 月 日
補助金交付決定額	金 円		
補助金の既交付額	金 円		
添付書類	(1) 補助事業に係る経費の領収書及び明細書の写し （作成年月日並びに施工業者の名称及び所在地の記載並びに押印のあるもの） (2) 補助事業を行った部分の施工中及び施工後の写真 (3) 補助事業の実施に伴う廃棄物の処理に係る廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に規定する産業廃棄物管理票の写し (4) その他市長が必要と認めるもの		

第 号
年 月 日

様

南九州市長

空家等適正管理支援事業費補助金交付確定通知書

年 月 日付け 第 号で実績報告のあった南九州市空家等
適正管理支援事業費補助金については、次のとおり補助金の額を確定したので、
南九州市空家等適正管理支援事業費補助金交付要綱第15条の規定により通知しま
す。

- | | | | |
|---|----------|---|---|
| 1 | 補助金交付決定額 | 金 | 円 |
| 2 | 補助対象経費 | 金 | 円 |
| 3 | 補助金の確定額 | 金 | 円 |

年 月 日

南九州市長 様

住 所
氏 名
連絡先

空家等適正管理支援事業費補助金請求書

次のとおり補助金の交付を請求します。

対象事業名	南九州市空家等適正管理支援事業			
交付確定額				
交付請求額				
振込先	金融機関名		支店名	
	種 別	1 普通 2 当座	口座番号	
	フリガナ 口座名義人			